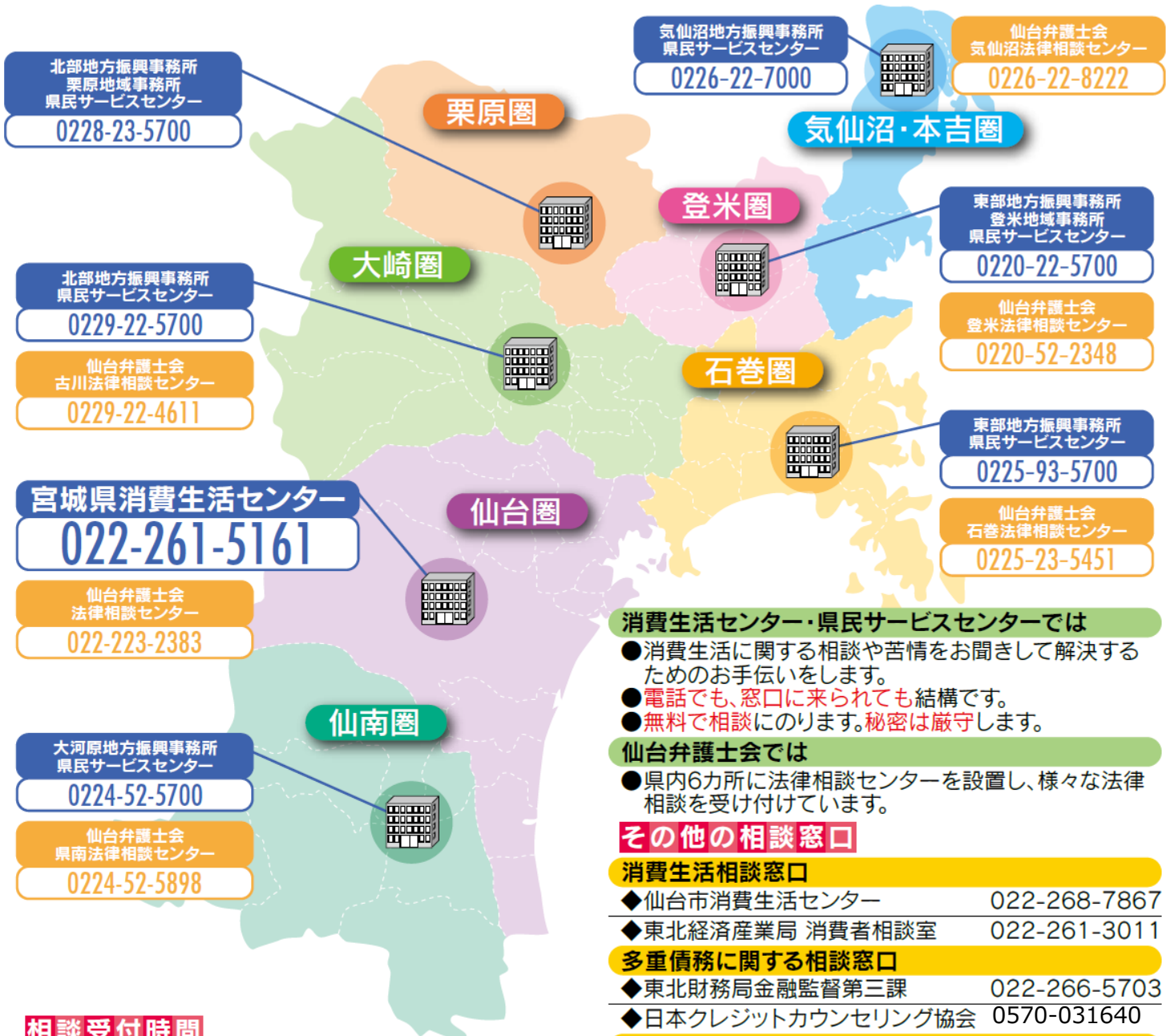


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
 - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。





みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 公的機関をかたる不審な電話にご用心！
- ◆ 夏の製品事故に気をつけましょう
- ◆ 7月1日から消費者ホットライン「188（嫌や）」がスタートします！
- ◆ 消費者を守る消費生活のルール～再勧誘の禁止～



2015

7 July
月号

第64号

公的機関をかたる不審な電話にご用心！

個人情報流出のニュースや国の大きな調査などがあると、それに便乗したような公的機関などをかたる不審電話に関する相談が増えます。

相手の話を聞いてしまうと、さまざまな理由をつけて個人情報を聞き出されたり金銭を要求される場合があるので、少しでもおかしいと思ったら、すぐに電話を切るようにしましょう！！



消費生活センターから「あなたの個人情報が3社に漏れています。これらの会社を利用したことはありますか？」と電話がきた。「ない」と答えると、「では、情報を削除したほうがいいですね？」と言われ、「はい」と答えた。具体的に何の情報が漏れたかは言われなかったが、削除が終了したら再度電話すると言われ、電話が切れた。消費生活センターでは、そのような電話をかけているのか？

★アドバイス★

- 消費生活センター等の公的機関が「個人情報を削除する」などと言って電話をかけることは絶対にありません。公的機関を装って個人情報の削除を持ちかける電話は詐欺です！相手にせず、すぐに電話を切りましょう。
- 9月から行われる「国勢調査」をかたる不審な電話も発生しています。国勢調査は、総務大臣が任命する「国勢調査員」が各世帯を訪問の上、インターネットや紙の調査票により行う調査です。したがって、国や県などが電話やメールで国勢調査を依頼したりすることはありません。
- このような不審な電話があった場合は、相手にせず、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談・情報提供ください。



夏の製品事故に気をつけましょう



本格的な夏を迎える前に、冷房器具などの準備をされているのではないのでしょうか？しかし、冷房器具を使用する際は注意が必要です。今回は、夏に発生しやすい製品事故の事例を紹介します。しっかり読んで、快適な夏を過ごしましょう。

古い扇風機で事故が多発しています。注意してください！

部品が劣化して発火するおそれがあります

事例

建物を全焼する火災が発生した。(2012年7月 富山県)

原因

約30年の長期使用により、扇風機の部品が劣化してショートしたためにモーター部分が異常発熱し、発火したものです。



コンデンサーから発煙し、発火しました



炎で溶けた樹脂が布団に落ちて燃え広がりました

【NITEの再現実験】

次の症状はありませんか？

電源プラグを抜いて使用を中止してください

- ①スイッチを入れてもファンが回らない
- ②ファンの回転が遅かったり、不規則だったりする
- ③モーター部分が熱い、焦げ臭い
- ④モーターから異常な音がする
- ⑤コードが折れ曲がったり破損している
- ⑥スイッチを入れても回らないが、叩くと回り出す



スプレー缶でやけど

事例

スプレー缶（冷却剤）を使用後、ライターを点火したら周辺が焼けて、手足などにやけどを負った。(2012年5月 神奈川県)



原因

室内にスプレー缶の可燃性ガスが滞留しているところにライターを点火したため、引火したものです。



- ・スプレー缶の噴射剤には可燃性ガスが含まれています。噴射直後に火気を使用すると引火するおそれがあります。
- ・炎天下の車内や直射日光のあたるところにおくと内圧が上がって破裂するおそれがあります。

電源プラグから発火

事例

スイッチを入れていなかったエアコンの電源プラグから発火し、カーテンが焦げた。(2010年8月 兵庫県)



原因

電源プラグをコンセントに長期間差し込んだままだったため、電源プラグにほこりや湿気等がたまり、トラッキング現象が発生して発火したものです。

定期的に電源プラグを抜いて、ほこりがたまらないように清掃してください。長期間使用しないときは、コンセントから電源プラグを抜いてください。



次の症状がみられたら使用を中止してください。

- ①電源コードやプラグが異常に熱い
- ②焦げ臭い
- ③ブレーカーがひんぱんに落ちる

エアコン洗浄は、注意書きをよく読んで正しく行ってください。

☆未回収のリコール製品で事故が発生しています！☆

お持ちの製品にリコール製品はありませんか？下記ホームページや宮城県消費生活センターに掲示していますので、該当の製品がないかよく確認しましょう。

『消費者庁リコール情報サイト』

<http://www.recall.go.jp/>



7月1日から消費者ホットライン「188（嫌や）」がスタートします！

お住まいの地域でその日相談できる消費生活窓口をご案内する消費者ホットライン（0570-864-370）の番号が7月1日から、3桁の『188（嫌や）』番でもご利用できるようになります！

どこの消費生活相談窓口にご相談したらよいか分からない時は、分からないから諦めるのではなく、消費者ホットライン『188（嫌や）』をご利用ください！

消費生活相談窓口ではこのような相談を受け付けています

- 悪質商法による被害、訪問販売・通信販売等による事業者とのトラブル
- 産地の偽装、虚偽の広告など不適切な表示に関する事業者とのトラブル
- 安全性を欠く製品やエステティックサービスによる身体への被害 など…



1人で悩まず、消費生活相談窓口にご相談しましょう！

消費者を守る消費生活のルール～再勧誘の禁止～

特定商取引法では、電話勧誘販売や訪問販売において、一度勧誘を断った消費者に対し、再度勧誘することを禁止しています。

勧誘する際の事業者のルール

- ① 勧誘に先立って、氏名や勧誘目的であることなどを明示しなくてはならない
- ② 勧誘を受ける意思があるかどうか確認するよう努めなければならない

契約しない意思表示をした人に対しては

- ① そのまま勧誘を続けてはいけません。
- ② 後日改めて訪問して勧誘してはいけません。



意思表示の判断	言葉による意思表示	態度による意思表示
拒絶している	いきりません 関心がありません お断りします	応答もせずそのまま電話を切ることを繰り返す
拒絶していない	今は忙しいので後日にして欲しい 家族に相談してから	「訪問販売お断り」とのみ記載された張り紙等を貼っておく

※法律で禁止されている再勧誘を受けて、不本意な契約をしてしまった場合でも、**契約を無条件で解約できるわけではありません…。**

必要ない場合は「キッパリ、ハッキリ断る」ことが大切です！！

<事業者が禁止行為を違反した場合>

事業者が禁止行為を違反した場合、主務大臣（消費者庁、経済産業省、都道府県）の指示または業務停止命令の対象となります。

**消費生活センターでは、そのような情報を集めて報告しています。
そのような勧誘を受けた際は消費生活センターにぜひ情報をお寄せください。**